

安芸高田市

民泊・交流・定住促進活動 応援補助金



市内の団体などの皆さんが行う、市の魅力を都市住民に伝える民泊・交流プログラム等の活動、市外在住者(出身者や市外からの通勤者など)の本市への移住を促すために行う活動、市内在住の若者の地元定着を促進するために行う活動を応援します。

補助金額

1事業あたりの補助額は20万円

対象事業

- ◆ 民泊実践希望者が事業をはじめるにあたって必要な設備(自動火災報知設備、無線LAN設備など)
- ◆ 移住を促す情報発信事業
- ◆ 出身者を移住につなげる交流事業
- ◆ 市外からの通勤者を移住させる事業
- ◆ 高校生の定着や将来的なUターンを促進する事業 など

募集期間

平成31年4月25日～令和元年5月24日

民泊、移住のサポート、若者の定着、応援します。

補助対象事業募集!

募集案内

対象となる事業

- ◆民泊実践希望者が事業をはじめるとあって必要な設備（自動火災報知設備、無線LAN設備など）
- ◆移住を促す情報発信事業
- ◆出身者を移住につなげる事業
- ◆市外からの通勤者を移住させる事業
- ◆高校生の定着や将来的なUターンを促進する事業
- ◆そのほか、市外在住者の安芸高田市への移住を促す事業や安芸高田市在住の若者の定着を促す事業

対象とならない事業

- 構成員の親睦または趣味的な活動が目的の事業
- 調査や研究のみが目的の事業
- 施設整備のみが目的の事業
- 政治、宗教を目的とする事業
- 公序良俗に反するなど市長が適当でないと認める事業

対象者

- 次のすべてを満たす市民個人、市民が主体となっている団体、NPO法人、事業所、またはこれらが主体になって構成する組織
- ・活動の拠点が市内にある
 - ・応募した事業を企画し、実施し、運営し、完了することができる
 - ・政治活動、宗教活動、公益を害する活動を目的としていない
- ※個人が補助事業を実施する場合は、市が指定する研修を受講することが要件

補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費・資材費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料・賃借料、委託費、その他の経費

※次の経費は対象になりません。

- 団体等の事務所等を維持するための経費
 - 団体等の経常的な活動に要する経費
 - 設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
 - 民泊営業後の間接経費(収入印紙代、各種サービスの月額利用料、光熱水費、振込手数料等)
 - 大型備品の購入経費（5万円をこえるもの）
 - 飲食費
 - 他に国、県、市町の補助金の交付を受けている経費
 - 補助金申請書に記載のものと異なる内容に支出した経費
 - その他、補助対象経費として市長が適当でないと認める経費
- ※寄附金や広告料収入などは、補助対象経費から控除してください。

提出方法

申請書等の提出は、地方創生推進課へ直接持参してください。担当職員がお話を伺った上で受理させていただきます。事前に来庁日時をご連絡いただくと助かります。ご協力ください。

提出部数

1部

書類の提出先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市企画振興部地方創生推進課

※別紙「募集要項」を必ずご確認の上、申請してください。

【問い合わせ先】

安芸高田市企画振興部地方創生推進課 定住促進係 戸田
電話 0826-42-2124 Fax 0826-42-4376
Eメール chihouseusei@city.akitakata.jp